



「高知県人権施策基本方針」改定について

趣旨

- ・「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行(H10.4)
- ・現方針策定後、13年が経過し、新たな人権課題への対応が必要
- ・現方針の具体的な取組を示す「人権教育のための国連10年」高知県行動計画は、策定から15年経過
- ・国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定(H12)と「人権教育・啓発に関する基本計画」策定(H14)・変更(H23)
- ・このため現方針を改定し、現状に即した**推進方針**と、それに対応する**今後の取組**を示す必要がある

方針等策定40都道府県の中で、本県の方針が**最も古い**

基本的な考え方

旧

公表時期:平成25年度末
(予定)

新

(現行)高知県人権施策基本方針
(H12.3策定、全4ページ)

「人権教育のための国連10年」
高知県行動計画(H16・期間終了)
(H10.7策定、全29ページ)

(改定版)
高知県人権施策基本方針
(120ページ程度:本文85・資料35ページ)

現行の方針は、「国連10年高知県行動計画に基づき推進する」となっていたため、当該計画の内容を盛り込む。

ポイント(改定版)

- ・ **キーワード**：全ての人の人権が尊重され、**安心して生活できる社会づくり**
- ・ **新たな人権課題の追加**：犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権
- ・ **人権課題の項目順**：「高知県人権尊重の社会づくり条例」(H10策定)のとおり
- ・ **見直し時期の明記**：「5か年(H26~30年度)で見直し」と明記
※方針自体は、他県で多いのは「社会情勢に応じ・・・」
- ・ **数値目標の設定**：今後の取組の目標を具体的に明らかにする
- ・ **事業の進捗管理を実施**：5か年計画の線表を作成のうえ、**進捗管理表**によりPDCAサイクルを働かせる
※人権分野では、全国に先駆けて人権施策についての線表作成
- ・ **進捗管理等の公表**：以下の①と②を**毎年、HPで公開**し、条例に基づく「**実態の公表**」とする
 - ①進捗管理表により把握した事業実績
 - ②人権侵害の実態・相談窓口など



新しい方針の

目次(案)

第1章 方針策定の趣旨

- 1 国際的な動向
- 2 国内の動向
- 3 本県の取組
- 4 基本方針改定の趣旨

※アンダーラインの項目は、高知県行動計画・基本方針の項目に追加予定のもの。

第2章 基本方針の基本的な考え方

- 1 基本方針の基本理念
- 2 基本方針の性格

第3章 人権施策推進の方向性

- 1 人権教育
 - (1) 学校教育
 - (2) 社会教育
- 2 人権啓発
 - (1) 県民への啓発
 - (2) 企業等への啓発
- 3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の充実
- 4 相談・支援体制の充実

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障害者
- 6 HIV感染者等
 - I エイズ患者・HIV感染者等
 - II ハンセン病元患者等
- 7 外国人
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 災害と人権
- 11 その他の人権課題

第5章 推進体制

- 1 推進体制等の整備
 - (1) 県の推進体制
 - (2) (公財)高知県人権啓発センターとの連携・協働
 - (3) 県民、企業、NPOなどとの連携
- 2 人権施策等の公表と方針の見直し
 - (1) 「人権に関する実態」の公表
 - (2) 「人権に関する県民意識調査」の実施
 - (3) 基本方針の見直し



巻末資料 ※体系表、取組一覧、法令、年表など